

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、
同法第9条第13項の規定により公告します。

平成17年2月14日

京都市長 梶本 頼兼

建築物の所在地, 用途及び構造	命令を受けた者の 住所及び氏名	命 令 年月日	命令の内容	根拠条項
左京区一乗寺塚本 町91番地 一戸建ての住宅 木造2階建て	京都市左京区一乗 寺塚本町91番地 玉村 嘉男	平成17年 1月28日	工事の施工を停 止すること。	第9条 第10項

(都市計画局建築指導部監察課)